

保安林の指定、解除権限の 都道府県への移譲について



群馬県

1 本県が求める権限移譲

○群馬県の保安林について

保安林の区分	権限・事務区分 (指定・解除)	群馬県における面積(ha) 及び保安林に占める割合(%)
1～3号(水源涵 養・土砂流出防備・ 土砂崩壊防備)	農林水産大臣(国の直接執行) ^{※2}	89,800ha 38.7%
重要流域 ^{※1}		
重要流域以外	都道府県知事(法定受託事務)	0ha 0.0%
4号以下	都道府県知事(自治事務)	3,203ha 1.4%
国有林	農林水産大臣(国の直接執行)	138,928ha 59.9%

※1 重要流域とは、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域(1都府県で完結)で農林水産大臣が指定するもの(群馬県は、利根川流域、信濃川流域、阿賀野川流域に分類されるため、すべて重要流域に区分されている。)

※2 重要流域の1～3号保安林は国土保全の根幹をなす重要な役割を担っており、その機能の発揮が広域にわたり、災害が発生した場合の影響や水源かん養の受益が一都道府県にとどまらないことなどを理由として、指定・解除の権限は、農林水産大臣とされている。



赤枠で囲われた部分のうち、軽微な改良工事にかかる保安林解除が、本県が求める権限移譲

(現状)

- ・1～3号については、重要流域であることから国(農林水産大臣)による保安林解除幅員4m以下の林道については、土地の形質の変更許可(都道府県知事)
- ・国の保安林解除手続は約1年を要する。本県の保安林解除手続は約6カ月(求める権限移譲)

幅員4m超における曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事は、4m以下の「土地の形質の変更許可」で実施している規模と大差ないことから、当該保安林解除の権限を都道府県知事に移譲

(効果)

工期の短縮が図られ、県民の利便性向上につながる。

【現在】

	林道	国道・県道・市町村道
幅員4m以下のもの	都道府県知事 (土地の形質の変更許可)	国 (保安林解除)
幅員4mを超えるもの	国 (保安林解除)	国 (保安林解除)

【移譲後】

林道	国道・県道・市町村道
都道府県知事 (保安林解除)	国 (保安林解除)
国 (保安林解除)	国 (保安林解除)



(赤斜線部分):権限移譲を定める範囲(曲線改良や法面保護等の軽微な改良工事に係る保安林解除)

2 支障事例について

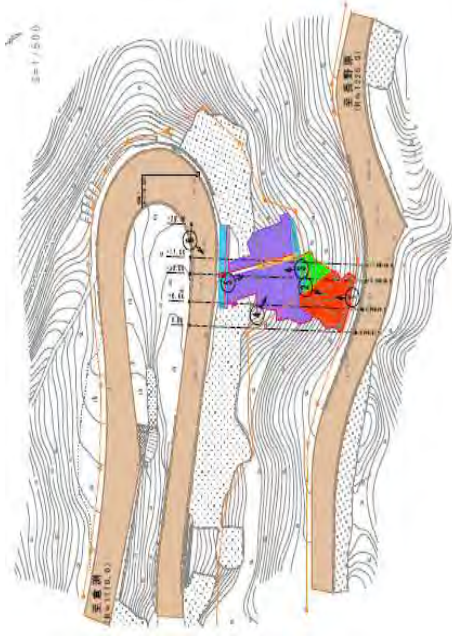
- (1) 案件名 道路災害復旧
- (2) 路線名 (主) 長野原倉淵線
- (3) 災害箇所 高崎市倉淵町川浦地内
- (4) 被災状況 平成25年9月台風18号による豪雨のため法面崩落、法枠工損傷

災害発生 (H25.9) ⇒ 災害査定 (H25.11) ⇒ 用地測量、用地買収交渉 (H26.4) ⇒ 保安林解除申請 (0.02ha) (H26.7)



農林水産大臣指定解除の場合 (約1年) H27.6見込み

都道府県知事に権限移譲された場合 (約6ヵ月) H26.12見込み



当該道路は、高崎市方面から北軽井沢へ抜ける観光道路であるが、長い期間、片側交互通行が続くことになる。

○現地の状況について

災害復旧工事の対象となる保安林の面積は、約0.6haである。



○荒船風穴への迂回路について

道幅が狭く、急勾配で、急カーブが多いため、大型車の通行は困難であり、地域住民や来訪者に不便を来している。



(参考) 本県における保安林解除の状況

(1) 大臣許可(1～3号)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均	
解除	件数(件)	5	10	4	19	6.3
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
公益上の理由	件数(件)	5	10	4	19	6.3
	面積(ha)	0.57	4.36	0.31	5.24	1.75
うち道路用地	件数(件)	5	7	2	14	4.7
	面積(ha)	0.57	2.55	0.1	3.22	1.07
申請書提出から解除確定までの平均日数	351.8日	612.7日	263.8日		409.4日	=約1年

(2) 都道府県知事許可(4号以下)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	3カ年計	3カ年平均
解除	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
公益上の理由	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
うち道路用地	件数(件)	1		1	0.3
	面積(ha)	0.06		0.06	0.02
申請書提出から解除確定までの平均日数	421.0日			421.0日	421.0日

※大臣許可(1～3号)と同時解除の案件であり、国の解除確定がされるまで待っていたため、時間を要したものの。平成19年度～22年度にあった3件の平均は200日(約6ヵ月)となっている。

(参考)土地の形質の変更許可について

「森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準」により、道路の内、車道幅員が4メートル以下の林道の設置や改良については、都道府県知事の権限である「土地の形質の変更許可」により行っている。

(本県における林道の変更許可実績)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
件数(件)	14	13	8	15	19	26	14

森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について(抄)

平成12年4月27日付け12林野治第790号

【最終改正】平成25年4月1日付け24林整治第27

別表4

保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・態様・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道(車道幅員が4メートル以下のものに限る。)及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合